

相生市第2次障害者基本計画（案）及び第3期障害福祉計画（案）に対する意見募集について

相生市では、障害があっても一人ひとりが自分らしく、地域で自立した生活が送れるよう、相生市第2次障害者基本計画及び第3期障害福祉計画の策定を進めています。このたび、計画の素案がまとまりましたので、相生市民意見提出制度（パブリック・コメント制度）の実施に関する要綱に基づき、この案に対する皆様のご意見を募集いたします。

お寄せいただいたご意見は、それに対する相生市の考え方とともにその概要を公表いたします。また、ご意見に基づき計画を修正したときは、修正内容と理由を併せて公表いたします。

計画策定の趣旨、目的及び背景

平成18年4月に障害者自立支援法が施行されたことにより、障害者基本計画及び障害福祉計画を策定し、地域での暮らしを支援することを中心に、在宅サービスの充実や日中活動の場を確保などに努めてきました。

また、平成20年度において、障害福祉計画の見直しを行い、「第2期障害福祉計画」を策定しています。

この計画が、平成23年度末で終了すること、また、障害のある人を取り巻く社会環境が大きく変わる中で、障害者施策を総合的、計画的に進めていくことが求められていることから策定するものです。

障害者基本計画（案）の概要

1. 計画の位置付け

障害者基本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画として、本市における障害者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定める計画です。

また、障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項に定める市町村障害福祉計画として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策を定める計画です。

2. 計画の期間

障害者基本計画は、障害福祉計画の計画期間との整合性を考慮し、平成24年度から平成29年度までの6年間の計画期間とします。障害福祉計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間の計画期間とします。

ただし、障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法（仮称）の制定が予定

されていることから、計画期間中に内容の見直しを行う可能性もあります。

3. 基本理念

「すべての人が自分らしく、心豊かに、安心して暮らせる地域社会へ」

4. 基本目標

- ①すこやかに安心して暮らせるために
- ②自立した生活を実現するために
- ③人にやさしく安全なまちづくりのために
- ④生活の質（QOL）の向上のために
- ⑤こころのバリアを取り除くために

障害福祉計画（案）の概要

- ①平成26年度の目標値の設定
- ②障害福祉サービス等のサービス見込量と確保策
- ③地域生活支援事業の見込量と確保策
- ④障害児支援の見込量と確保策

意見の提出期間

平成24年1月20日（金）～2月10日（金）

意見を提出できる方

- ①相生市に住所がある方
- ②相生市に事務所又は事業所がある方
- ③相生市内の事務所又は事業所に勤務する方
- ④相生市の学校に在学中の方
- ⑤相生市に納税義務のある方
- ⑥この計画に利害関係のある方

意見の提出方法

必ず氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。様式は自由です。

- ①郵便 〒678-8585 相生市旭一丁目1番3号
相生市健康福祉部社会福祉課

②ファクシミリ 0791-23-4596

③電子メール shogaifukushi@city.aioi.hyogo.jp

(氏名及び住所を忘れずに明記してください。)

案の入手方法

平成24年1月20日(金)以降、市ホームページ、市役所の公文書公開コーナー及び社会福祉課で閲覧、入手できます。

その他

公開はご意見の内容のみ行い、ご意見をいただいた方の氏名等を公表することはありません。また、お寄せいただいたご意見に対し直接には回答いたしませんのでご了承ください。

お問い合わせ先

〒678-8585 相生市旭一丁目1番3号
相生市役所健康福祉部社会福祉課障害福祉係
電話 0791-22-7167